

美瑛町自治基本条例 逐条解説

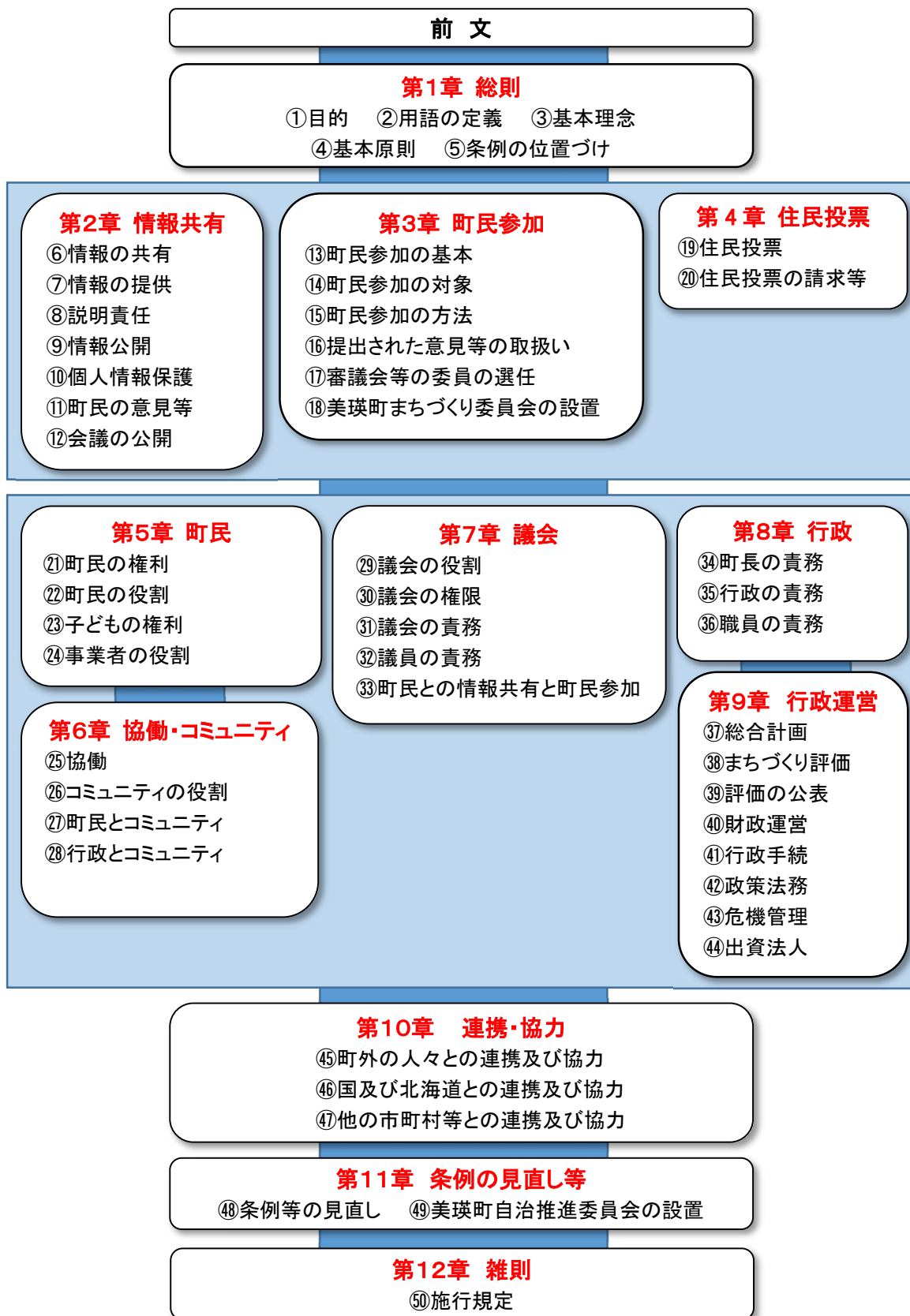
令和5年3月

美瑛町

目 次

条例全体の構造 _____	p.1	第27条 町民とコミュニティ _____	p.14
前文 _____	p.2	第28条 行政とコミュニティ _____	p.15
第1章 総則		第7章 議会	
第1条 目的 _____	p.2	第29条 議会の役割 _____	p.15
第2条 用語の定義 _____	p.3	第30条 議会の権限 _____	p.15
第3条 基本理念 _____	p.3	第31条 議会の責務 _____	p.16
第4条 基本原則 _____	p.4	第32条 議員の責務 _____	p.17
第5条 条例の位置づけ _____	p.4	第33条 町民との情報共有と町民参加 _____	p.17
第2章 情報共有		第8章 行政	
第6条 情報の共有 _____	p.5	第34条 町長の責務 _____	p.18
第7条 情報の提供 _____	p.5	第35条 行政の責務 _____	p.19
第8条 説明責任 _____	p.5	第36条 職員の責務 _____	p.19
第9条 情報公開 _____	p.5	第9章 行政運営	
第10条 個人情報保護 _____	p.6	第37条 総合計画 _____	p.20
第11条 町民の意見等 _____	p.6	第38条 まちづくり評価 _____	p.20
第12条 会議の公開 _____	p.7	第39条 評価の公表 _____	p.20
第3章 町民参加		第40条 財政運営 _____	p.21
第13条 町民参加の基本 _____	p.7	第41条 行政手続 _____	p.21
第14条 町民参加の対象 _____	p.8	第42条 政策法務 _____	p.22
第15条 町民参加の方法 _____	p.9	第43条 危機管理 _____	p.22
第16条 提出された意見等の取扱い _____	p.9	第44条 出資法人 _____	p.23
第17条 審議会等の委員の選任 _____	p.10	第10章 連携・協力	
第18条 美瑛町まちづくり委員会の設置 _____	p.10	第45条 町外の人々との連携及び協力 _____	p.23
第4章 住民投票		第46条 国及び北海道との連携及び協力 _____	p.24
第19条 住民投票 _____	p.11	第47条 他の市町村等との連携及び協力 _____	p.24
第20条 住民投票の請求等 _____	p.11	第11章 条例の見直し等	
第5章 町民		第48条 条例の見直し _____	p.24
第21条 町民の権利 _____	p.12	第49条 美瑛町自治推進委員会の設置 _____	p.25
第22条 町民の役割 _____	p.12	第12章 雑則	
第23条 子どもの権利 _____	p.13	第50条 施行規定 _____	p.26
第24条 事業者の役割 _____	p.13		
第6章 協働・コミュニティ			
第25条 協働 _____	p.14		
第26条 コミュニティの役割 _____	p.14		

条例全体の構造



美瑛町自治基本条例の解説・考え方

前 文

私たちのまち美瑛町は、十勝岳連峰を背景に、どこまでも波のように続く丘陵地帯が広がり、農業の営みと自然との共生が創り出す美しい景観が多くの人に愛されているまちです。

今日の美瑛町は、開拓以来、十勝岳の噴火、水害、冷害、丘陵地における農業の困難さといった多くの苦難と試練を乗り越え、まちの発展に尽くされた多くの先人により築き上げられたものです。

私たちは、先人が築いてきた地域資源や精神を次世代を担う子どもたちに引き継ぎ、新しい時代に対応できる持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりへ参加するとともに、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。

私たちは、「住み良いまち美瑛」の実現を目指し、町民、議会及び行政が町民主体の自治を確立するための基本となる美瑛町自治基本条例を制定します。

【解説・考え方】

(前文)

- ・前文は、自治基本条例の制定の経緯や趣旨、理念、目的などを強調して述べている文章です。
- ・美瑛町では、平成15年に住み良いまち美瑛をみんなで作る条例を制定し、町民のまちづくりへの参加について規定し、推進してまいりました。
- ・しかし、少子高齢化や人口減少等、地域社会が大きく変わりゆく時代の中、将来を見据えたまちづくりを行うためには、これまで以上に町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりへ参加するとともに、まちづくりの担い手である町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。
- ・前文では、「みんなで作るまちづくり」に取り組む決意と、「住み良いまち美瑛」の実現を目指し、町民主体の自治を確立するための基本となる本条例を制定することを宣言しています。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

(目的)

- ・第1条(目的)では、本条例を制定した目的を規定しています。
- ・本条例の制定目的は「町民主体の自治を実現すること」であり、この目的を実現するために、

- ①美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則
- ②自治の担い手である町民、議会及び行政の権利や役割、責務
- ③自治の推進に関する基本的な事項と仕組み

を定め、明らかにすることとしています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」といいます。)、町内で働く者、町内で学ぶ者及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 議会と行政が担う自治の活動をいいます。
- (5) コミュニティ 町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

【解説・考え方】

(用語の定義)

・第2条(用語の定義)は、重要な用語の意味を説明しており、定義している用語は全ての条において共通の意味で使います。

・「町民」は、町内に住民登録のある人だけではなく、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で様々な活動を行っている個人、法人、団体が含まれます。このように、町民を広く定義することで、美瑛町に関わりを持つ人々の意見や知恵、能力を美瑛町のまちづくりに活かすことができます。

・「行政」には執行機関としての町長、教育委員会等の行政委員会及びその補助機関も含まれます。

・美瑛町の自治の主体は町民ですが、自治の一部分は、町民から信託を受けた議会と行政により担われています。その自治の一部分を「町政」と位置付け、定義しています。

・「コミュニティ」とは、町内会等の地縁によって組織された「地域コミュニティ」や、NPO法人、ボランティア団体等の福祉や環境等のテーマ別に活動している「テーマコミュニティ」の種類に分類することができ、まちづくりに関係する活動を行っている団体を広く含んでいます。

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、町民が誇れる住み良いまちの実現を図ることを基本理念とし、町民主体の自治を推進します。

【解説・考え方】

(基本理念)

・第3条(基本理念)では、町民、議会及び行政の共通の価値や理想、まちの目指すべき姿を規定しています。

・本条例の基本理念である「町民が誇れる住み良いまちの実現」のためには、町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりへ参加し、議会や行政と協働して地域課題の解決に取り組む必要があることから、「町民主体の自治を推進」することを改めて規定しています。

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 町民参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、協働して地域課題の解決を図ります。
- (5) 多様性尊重の原則 町民、議会及び行政は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、その他多様性を尊重します。

【解説・考え方】

(基本原則)

・第4条(基本原則)では、前条の基本理念を実現するための考え方や行動を明らかにしています。

・町民主体の自治を推進するために重要な原則を規定しており、町民、議会及び行政はこれらの原則を守ってまちづくりに取り組んでいくこととなります。

・町民主体の自治を推進するにあたって、「情報共有の原則」「町民参加の原則」「協働の原則」は基本となる考え方であり、これらの原則をテーマとした章があります。

・美瑛町は、様々な個人や団体が生活・活動している集合体です。このため、まちづくりにおいて町民一人一人の能力や特性を十分に発揮させるために、町民、議会及び行政は「多様性尊重の原則」に則り、互いの違いを理解し合い、良好な関係を形成していくことが重要です。

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。

【解説・考え方】

(条例の位置づけ)

・第5条(条例の位置づけ)では、本条例が美瑛町において自治の基本を定める存在であることを明記しています。

・本条例は、他の条例と並列の関係にあります。町民、議会及び行政が町民主体の自治を

確立するための理念と、その理念を具体化する制度と、制度を動かす原則を規定しているため、他の条例に横断的に関連していると考えています。このため、町民、議会及び行政は、本条例を最大限に尊重することを規定しています。

第2章 情報共有

(情報の共有)

第6条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。

(情報の提供)

第7条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

(説明責任)

第8条 行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町民から説明を求められた場合には、町の政策及び施策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明します。

【解説・考え方】

(情報の共有)

・第6条(情報の共有)では、町民、議会及び行政は、情報共有の重要性を認識し、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有することを規定しています。町民が町政に参加し、町民主体の自治を実現していくためには、判断材料となる町政の情報を議会や行政から町民に対し提供する必要があります。一方で、町民からも、地域の実態やニーズ等のまちづくりに関係する情報を提供することで、効率的な町政運営や、町民の意思の正確な把握が可能となります。

(情報の提供)

・第7条(情報の提供)では、議会と行政が町民に対して情報の提供を行う際の基本について定めています。

・「適切な時期」は、予算案の提出や各種計画の策定、事業の経過報告、まちづくり評価等を想定しており、また、「適切な方法」とは、広報や町ホームページ、防災無線、町公式LINE、町民説明会等を想定していますが、様々な政策や施策がある中で、状況にあわせて議会と行政が「適切な時期」や「適切な方法」を自主的に判断することになります。

(説明責任)

・行政は、第7条(情報の提供)に基づき町民に対して情報提供を行うこととなりますが、その情報提供が町民にとって分かりにくい場合や情報に不足がある場合、町民は行政に対して情報の説明を求めることができます。また、行政は町民からの説明の要求に対して誠実に対応しなければなりません。

(情報公開)

第9条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例(平成15年美瑛町条例第2号)の規定により、情報を公開します。

【解説・考え方】

(情報公開)

- ・第1項では、町民は「情報の開示を求める権利」を有することを規定しています。
- ・第2項では、町民から情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例に基づき情報を公開することを明らかにしています。

(個人情報保護)

第10条 議会は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年美瑛町条例第27号）の規定により、適切な保護を図ります。

2 行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の規定により、適切な保護を図ります。

【解説・考え方】

(個人情報保護)

- ・議会と行政が保有する個人情報については、個人の権利や利益が侵害されないように保護されることを明らかにしています。個人情報の具体的な取り扱いについては、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例と個人情報保護法で規定されています。

(町民の意見等)

第11条 議会及び行政は、町民の意見、提言及び要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます。

2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を町民に公表します。ただし、規則で定める場合は除きます。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 議会及び行政は、提出された意見等の検討経過について記録し、適切に管理します。

【解説・考え方】

(町民の意見等)

- ・第1項では、町民の意見や提言、要望が議会や行政に提出された場合には、貴重な情報として、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めることを規定しています。
- ・第2項では、意見の検討を終えた際には、町民の不利益とならないよう速やかに「意見等の内容」と「その検討結果及び理由」を公表することを規定しています。しかし、公共性又は公益性の低い意見等、本条例や情報共有の趣旨にそぐわないものは、公表しないこととします。

(会議の公開)

第12条 議会は、本会議を原則公開し、委員会その他の会議を美瑛町議会委員会条例（昭和62年美瑛町条例第2号）、美瑛町議会会議規則（昭和62年美瑛町議会規則第1号）及び別に定めるところにより公開します。

2 行政は、附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の会議を町民に公開します。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。

【解説・考え方】

(会議の公開)

・第1項では、議会における会議の公開について規定しています。議会の本会議は、地方自治法第115条第1項で原則公開とすることが定められております。また、委員会その他の会議は、美瑛町議会委員会条例や美瑛町議会会議規則等の規定に基づき公開することになります。

・第2項では、行政は、審査や審議、調査等を行うために行政に附属して設置される審議会等の会議を原則公開するよう規定しています。

※審議会等

特別職報酬等審議会、表彰審議会、景観審議会、自然環境保全審議会、都市計画審議会、健康と福祉のまちづくり会議、教育表彰審議会、社会教育委員会、公民館運営審議会、文化財保護審議会、町立病院運営審議会、郷土学館運営協議会、まちづくり委員会、自治推進委員会

・第3項では、公開することが適当でないと認められるときは、会議を非公開とすることができることを規定しています。会議の公開は、町民との情報共有を推進する上で必要ですが、個人情報扱う場合や、審議過程で町民に誤解や混乱を招く段階の場合があるため、このような規定を設けました。

(参考) 地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第13条 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。

5 議会及び行政は、満18歳未満の者（以下「子ども」といいます。）に対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加する機会を確保します。

【解説・考え方】

(町民参加の基本)

・第1項及び第2項では、町民参加の基本として、

①町民は町政に参加すること

②議会及び行政は町政に町民の意思を反映させること

を規定しています。

・第2項の内容は、一個人の意思を必ず反映しなければならないことではありません。様々な町民の意見がある中で、できるだけたくさんの方が納得するような方法により町政へ反映させることを規定しています。

・第3項では、議会と行政は、町民に対して、町政に参加する機会を設けることを保障しています。

・第4項では、行政と議会は、町民が参加する又は参加しないことにより不利益を受けることのないよう配慮することとしています。町民は、町政へ参加しない自由もあることから、このような規定を設けました。

・第5項では、子どもの町政参加について規定しています。次世代の担い手である子どもが町政に参加することは、美瑛町の自治の発展のために重要ですが、年齢によっては大人と同じ方法で町政に参加することが困難な場合があります。このため、議会と行政は、子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法で町政に参加する機会を確保することを定めています。

・なお、本条例における「子ども」は、子どもの権利条約で満18歳未満を対象としていること、児童福祉法で満18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、町民のうち満18歳未満の者としています。

(町民参加の対象)

第14条 行政は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、町民参加を求めます。

(1) 美瑛町まちづくり総合計画（以下「総合計画」といいます。）の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し

(2) 政策に関する基本方針の制定並びに町民の権利及び役割に関する条例の制定、改正又は廃止

- (3) 広く町民が利用する町の施設の新設、改良又は廃止の決定
- (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
- (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が望ましいと思われる事項

2 行政は、軽微な事項、法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより、町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条第1項に規定する各号の事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 町民コメント制度（パブリックコメント）の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

第16条 行政は、前条に規定する町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討します。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の各号の事項を町民に公表します。ただし、個人情報保護法の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

【解説・考え方】

(町民参加の対象)

- ・第1項では、行政が、実施の際に町民参加を求めなければならない事項を規定しています。
- ・第2項では、町民参加を求めないことができる事項を規定しています。
- ・「軽微な事項」とは、町民生活に影響がなく町民参加を求めるまでもない内容のものを指しています。「法令の規定による事項」とは、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は、町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないこととしています。

- ・「緊急その他やむを得ない理由がある事項」とは、災害又は不慮の事態が発生した場合等、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加を行うまでの時間がないものが該当します。

- ・その他に、別に規則に定めるところにより、

- ①町道、普通河川、上水道、下水道及び個別排水処理施設の新設及び改良の実施の決定

- ②前号に規定する以外の町の施設の新設、改良及び廃止の実施の決定で、その内容が直接町民生活に影響がなく、町民参加を求める必要がないと認められるとき。

についても、町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項として町民参加を求めないこととしています。

(町民参加の方法)

- ・行政は、第14条（町民参加の対象）で規定される事項を実施するときは、第15条（町民参加の方法）で定める方法の中から、いずれか又は複数の方法を用いて町民参加を求める

こととなります。また、町民参加の方法により提出された意見を、実施する事業等に反映できるような「適切な時期」に求めることとしています。

(提出された意見等の取扱い)

・第1項では、行政は、町民から意見等を聞き取るだけでなく、町民参加の方法により提出のあった意見等を総合的に検討しなければならないことを規定しています。

・第2項では、提出のあった意見等の検討を終えたときには、速やかに「意見等の内容」及び「意見等の検討結果及びその理由」を公表することとしています。また、意見の内容等を多くの町民に知ってもらえるように、広報や町ホームページ、防災無線、町公式LINE、町民説明会等、その事業や時代に合った「多様な方法」を用いて公表することとしています。

(審議会等の委員の選任)

第17条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう、規則で定める場合を除き、次の各号に掲げる事項に配慮し審議会等の委員を選任します。

- (1) 定数の一部に公募による委員を含めます。
- (2) 委員の年齢、性別等の均衡を図ります。
- (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にします。

【解説・考え方】

(審議会等の委員の選任)

・行政は、行政運営へ公平かつ広い町民意見を反映できるように、審議会等の委員の選任の際には、

- ①定数の一部に公募による委員を含めること
- ②委員の年齢、性別等の均衡を図ること
- ③他の審議会等との重複を必要最小限にすること

に配慮することとしています。

・多くの町民に対して町政へ参加する機会を設けたいことから、本来は他の審議会等との重複は完全に避けることが望ましいですが、審議内容によっては特定の団体の代表者に就任いただく必要があるものや、委員の担い手が不足している状況を鑑み、他の審議会等との重複を必要最小限にするよう努めることとしています。

(美瑛町まちづくり委員会の設置)

第18条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会を設置します。

2 美瑛町まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説・考え方】

(美瑛町まちづくり委員会)

・第1項では、美瑛町まちづくり委員会の設置することについて規定しています。まちづくり委員会は、まちづくりへの町民参加を推進するために、総合計画や主要施策等に関し調査、審議する組織です。

・まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める規則に委ねることとしてしています。

第4章 住民投票

(住民投票)

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、別に条例を定め、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項並びに住民投票が成立する要件は、前項に定める条例に規定します。

3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求等)

第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。

【解説・考え方】

(住民投票)

・第1項では、町長は、住民投票の実施が必要となる場合は、地方自治法第149条に基づき、住民投票条例を議会へ提案し、議決を経ることにより、住民投票を実施することができることを確認的に規定しています。このように、住民投票を実施する必要がある都度、条例を定める制度を「個別設置型住民投票制度」といい、投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて条例で定めます。

・住民投票は間接民主主義を補完する制度であることから、全ての事項が対象とはなりません。通常は、情報共有と町民参加の実践により、住民投票に至らずとも重要な事項を解決することが望ましいですが、美瑛町の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要性に迫られた場合は、住民投票を実施することができます。

・第2項では、議会と町長は住民投票の結果を「尊重」した上で意思決定を行わなければならないことを規定しています。住民投票には、法的拘束力がなく、議会や町長の意思決定を拘束することはできないとされていますが、住民投票の結果を軽視することは適当ではないため、このような規定を設けました。

(参考) 地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

(2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。

(3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

(4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

- (5) 会計を監督すること。
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- (7) 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- (8) 証書及び公文書類を保管すること。
- (9) 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(住民投票の請求等)

・第1項では、住民は、地方自治法第74条に基づき、住民の総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に直接請求することができることを確認的に規定しています。

・第2項では、議員は、地方自治法112条に基づき、議員の定数の12分の1以上の賛成を得ることによって、議会に条例案を提出することができることを確認的に規定しています。

(参考) 地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第5章 町民

(町民の権利)

第21条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割)

第22条 町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

【解説・考え方】

(町民の権利)

・町民が自治の主体として、町政に参加するためには、町政に関する情報を十分に得ることが重要であり、第7条(情報の提供)では議会や行政から町民に対して情報を提供することを規定しています。第1項では、町民の権利として「町政に関する情報について知る権利」を保障することで、情報提供を受ける機会を担保しています。

・自治に関する活動の一部分(町政)は、町民から議会及び行政に対して信託されていますが、町政に関与できないというものではありません。第2項では、町民は自治の主体として、町政に積極的に参加していく権利を保障しています。

・第3項では、町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを保障しています。

(町民の役割)

・町民が権利を主張するだけでなく、その役割を果たすことで自治が推進されるという考えのもと、町民の権利と対になる町民の役割を規定しています。

・第1項では、町民は自身が自治の主体であることを認識して、主体的かつ積極的に町政へ参加するよう努めることを規定しています。

・第2項では、町民が町政に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めることを規定しています。

・町民の権利では、町民が行政サービスを受ける権利を保障していますが、行政サービスを受け続けるためには、町民がそれぞれの状況やケースにみあった負担を負うことが必要です。このため、第3項では、町民は行政サービスを受けるために、応分の負担を負うことを規定しています。なお、応分の負担とは、町税にとどまらず、使用料や手数料、事業の実施等に係る町民参加等を想定しています。

(子どもの権利)

第23条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。

3 町民、議会及び行政は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行います。

【解説・考え方】

(子どもの権利)

・美瑛町の子どもが、将来は自治の担い手としてまちづくりに参加できるように、より良い環境で健やかに育つ権利や、町政に参加する権利を保障しています。また、子どもを除く町民、議会及び行政は、これらの権利が保障されるよう必要な支援を行うことを規定しています。

(事業者の役割)

第24条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、互いに調和を図り、まちの発展のために寄与するよう努めます。

【解説・考え方】

(事業者の役割)

・今後、地域課題がさらに多様化する中で、民間の知恵やノウハウを活用することが一層重要になります。このため、事業者が地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域社会の構成員同士で調和を図り、まちの発展のために寄与するよう努めることを規定しています。

第6章 協働・コミュニティ

(協働)

第25条 町民、議会及び行政は、地域課題の解決を図るため、協働の推進に努めます。

2 行政は、町民との協働による自治を推進するために、必要な支援を行うよう努めます。

【解説・考え方】

(協働)

・第1項では、美瑛町の課題解決を図るために、3者間の協働の推進に努めることを規定しています。自治の担い手は、町民、議会、行政の3者であり、それぞれの役割や義務などが本条例で規定していますが、個々の取り組みだけは地域課題の解決を図ることが難しい場合があります。3者で協力して課題解決に取り組んでいくことが求められます。

・第2項では、町民との協働により、地域課題の解決を図ろうとしている場合等には、行政は必要な支援を行うよう努めることを規定しています。

(コミュニティの役割)

第26条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

【解説・考え方】

(コミュニティの役割)

・第1項では、コミュニティが地域社会の一部として、自ら考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めることを規定しています。

・第2項では、コミュニティは、まちづくりに関して興味がある町民やコミュニティに関わりたいと思う町民などが広く参加しやすい環境づくりに努めることを規定しています。コミュニティへの参加は町民に強制するものではありませんが、参加を希望する町民が少しでも増えるように開放的な運営を行うことが望ましいです。

・第3項では、コミュニティは、コミュニティ間での連携を積極的に図り、議会及び行政と協働し、まちづくりに関わる活動の充実に努めることを規定しています。

(町民とコミュニティ)

第27条 町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民は、コミュニティの役割を尊重し、コミュニティを守り、育てるよう努めます。

【解説・考え方】

(町民とコミュニティ)

・第1項では、町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができることを規定しています。なお、町民がコミュニティに参加することは義務ではなく、個人の可能な範囲で関わっていくことが認められます。

・コミュニティは町民の参加や協力がなければ成立しないため、町民はコミュニティの取り組みについて理解し尊重する必要があります。そのため、第2項では、町民は、コミュニティの役割を尊重し、コミュニティを守り、育てるよう努めることを規定しています。

(行政とコミュニティ)

第28条 行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行うよう努めます。

【解説・考え方】

(行政とコミュニティ)

・行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重しつつも、コミュニティによる公益的な活動を推進するために、必要な支援を行うよう努めることを規定しています。

第7章 議会

(議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表機関として、町的意思を決定します。

2 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを基本とし、会議における自由な討議を尊重しなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【解説・考え方】

(議会の役割)

・第1項では、議会は、住民の代表機関として、町的意思を決定すること、第2項では、会議における自由な討議を尊重しなければならないことを、確認的に規定しています。

・第3項では、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に分かりやすく説明しなければならないことを規定しています。

(議会の権限)

第30条 議会は、条例、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する検査、監査請求及び調査等の監視の権限を有します。

【解説・考え方】

(議会の権限)

・議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治法第96条や第98条、第100条に定められていますが、ここでは、代表的な権限について確認的に規定しています。

(参考) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

(議会の責務)

第31条 議会は、この条例の基本理念にのっとり、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を丁寧に聴き、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【解説・考え方】

(議会の責務)

・議会の責務として、第1項では、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を、第2項では、町民の意見を丁寧に聴き、議会運営について町民に説

明する責務を規定しています。

(議員の責務)

第32条 議員は、この条例の基本理念にのっとり、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、住民から選ばれた公職者として、常に町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、政策提言の充実に努めなければなりません。

3 議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

【解説・考え方】

(議員の責務)

・議員の責務として、第1項では、町民の信託に対する責任を果たさなければならないこと、第2項では、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、政策提言の充実に努めなければならないこと、第3項では、誠実に職務を行い、自らの言動に責任を持たなければならないことを規定しています。

(町民との情報共有と町民参加)

第33条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映します。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置づけ、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けます。

3 議会は、町民との意見交換の場を設け、これにより政策提案を行うよう努めます。

4 議会は、広報紙の発行及びインターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実に図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供します。

【解説・考え方】

(町民との情報共有と町民参加)

・行政と町民との情報共有や町民参加については、第2章及び第3章で規定していますが、議会と町民との情報共有や町民参加については、本条で具体的な方法等を規定しています。

・第1項は、議会は、地方自治法第115条の2や美瑛町議会会議規則で規定されている公聴会制度や参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映することを規定しています。

・第2項では、議会は、請願や陳情を町民からの政策提案として位置づけることで重みを持たせ、必要な場合は提案者の意見を聞く機会を設けることを規定しています。

・議会において、町民との意見交換の場を設け、町民と直接対話することで、町民のニーズを的確に反映した政策提案に繋がっていくと考えられます。このため、第3項では、町民との意見交換の場を設け、これにより政策提案を行うよう努めることを規定しています。

・町民主体の自治の実現のためには、議会は、町民の関心や参加の意欲を高めるような情報共有を行うことが求められます。第4項では、広報紙の発行やインターネットによる議会中

継等の様々な方法により、議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供することを規定しています。

(参考) 地方自治法

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第8章 行政

(町長の責務)

第34条 町長は、この条例の基本理念にのっとり、町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

3 町長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営に努めなければなりません。

4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

【解説・考え方】

(町長の責務)

・第1項では、町長は、第3条(基本理念)に規定する理念にのっとり、町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならないことを規定しています。町長は住民から直接選挙によって選ばれた町の代表であり、責任を有する立場にあることから、このような規定を設けました。

・第2項では、町長は、職員の指揮監督、人材の育成、効率的な組織体制の整備を行わなければならないことを規定しています。なお、町長は、地方自治法第147条において統轄代表権、第180条の4において総合調整権が認められており、教育委員会や農業委員会等の執行機関は町長のもと統一的、統一的に運営されることとなっているため、第2項の内容は行政全体を指しています。

・第3項では、経営感覚を持った、健全な自治体運営に努めなければならないことを規定しています。

(参考) 地方自治法

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第180条の4 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

（行政の責務）

第35条 行政は、この条例の基本理念にのっとり、町民及び議会と連携及び協力して事業を執行することを基本とします。

2 行政は、条例、予算その他の議会の議決並びに法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し、公正に執行しなければなりません。

3 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民の満足度を高める行政運営に努めなければなりません。

【解説・考え方】

（行政の責務）

・第1項では、行政は、町民及び議会と連携及び協力して事業を執行することを規定しています。

・第2項では、行政は、地方自治法第138条の2に定められているとおり、町の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務や、法令、規則その他の規程に基づく事務を、誠実に管理し、公正に執行しなければならないことを規定しています。

・第3項では、行政は、町民の意思を行政運営に反映させるため、情報共有と町民参加を進め、町民と連携及び協力して事務及び事業を執行することを規定しています。

・第4項では、行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民が満足するような結果や成果につながるよう努めなければならないことを規定しています。

（参考）地方自治法

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

(職員の責務)

第36条 職員は、この条例の基本理念にのっとり、町民の視点に立ち、高い倫理観の下、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上に努めなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

【解説・考え方】

(職員の責務)

・第1項では、職員は町民の視点に立ち、高い倫理観のもと、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を築かなければならないことを規定しています。職員は、町長の指示のもと行政運営を実際に行っており、町民にとって一番身近な存在であることから、このような規定を設けました。

・第2項では、職員は、職員研修に積極的に参加するなど、自ら政策形成能力の向上に努めることを規定しています。地域課題が多様化する中で、職員には町民の意向を的確に把握する能力や、政策課題に対応する能力が求められています。

・第3項では、職員は、所属の垣根を越えた連携をとるとともに、町民と積極的に連携して職務を遂行しなければならないことを規定しています。職員が担当する職務には様々な分野があり、広い視野及び知識が必要となるため、このような規定を設けました。

第9章 行政運営

(総合計画)

第37条 行政は、美瑛町の目指す将来の姿と取り組むべき政策及び施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定します。

2 総合計画に関して必要な事項は、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例（令和5年美瑛町条例第2号）で定めます。

【解説・考え方】

(総合計画)

・第1項では、行政は、町が目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、町の最上位計画である総合計画の策定について規定しています。

・第2項では、総合計画に関する具体的な事項は、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例（令和5年美瑛町条例第2号）に委ねることとしています。

(まちづくり評価)

第38条 行政は、行政運営を進めるに当たり、適正な評価（以下「まちづくり評価」といいます。）を行うとともに、その結果が町政に反映するよう努めます。

(評価の公表)

第39条 行政は、まちづくり評価の結果を町民に公表します。

- 2 前項の結果の公表は、政策及び事業等の目標や成果を、適切な時期に、町民に分かりやすく示します。

【解説・考え方】

(まちづくり評価)

・行政は、行政運営を進めるに当たり、施策や事務、事業等が効果的かつ効率的に実施されているかの評価を行うことを規定しています。また、改善が必要なものについては改善するなど、結果を町政に反映するよう努めることを規定しています。

(評価の公表)

・第1項では、行政は、前条で規定するまちづくり評価の実施後、その結果を町民に公表することを規定しています。

・第2項では、前項で規定される結果の公表について、遅滞なく適切な時期に、町民に分かりやすく示すことを規定しています。

(財政運営)

第40条 行政は、総合計画及びまちづくり評価を踏まえ、中長期的な視点の下に美瑛町財政運営計画を策定します。

- 2 行政は、美瑛町財政運営計画に基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行います。
- 3 行政は、予算、決算及び財政状況等について分かりやすい資料を作成の上、町民に公表します。

【解説・考え方】

(財政運営)

・第1項では、行政は、町の最上位計画である総合計画と前条で規定するまちづくり評価の結果を踏まえて、中長期的な視点の下に財政運営計画を策定することを規定しています。

・第2項では、行政は、前項で規定される財政運営計画に基づいて予算の編成及び執行を行い、堅実性と弾力性を備えた健全な財政運営を行うことを規定しています。

・第3項では、行政は、情報提供の一環として、財政状況等に関する分かりやすい資料を作成し、広報や町ホームページ等で公表することを規定しています。財政状況が今どうなのか、今後どのようになっていくかを知ることは、町政に参加する上で重要です。

(行政手続)

第41条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

- 2 行政手続に関して必要な事項は、美瑛町行政手続条例(平成9年美瑛町条例第1号)で定めます。

【解説・考え方】

(行政手続)

- ・第1項では、行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。
- ・第2項では、行政手続に関して必要な事項は、美瑛町行政手続条例（平成9年美瑛町条例第1号）に委ねることとしています。

(政策法務)

第42条 行政は、すべての職員の法務能力の向上に努めるとともに、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

2 行政は、自主的で質の高い行政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

【解説・考え方】

(政策法務)

- ・第1項では、行政は、職員の法務能力の向上に努めること、また、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めることを規定しています。地方自治法第2条第12項では、地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国との適切な役割分担を踏まえて、解釈し、及び運用することが求められています。
- ・第2項では、行政は、自主的で質の高い行政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行うことを規定しています。地方自治法第14条第1項では、地域における事務に関して必要な条例を制定することを規定しています

(参考) 地方自治法

第2条 (略)

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～11 (略)

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

13～17 (略)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、

科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(危機管理)

第43条 行政は、災害や事故などから町民の身体、生命及び財産を守り、町民が安全で安心して暮らせるよう危機管理体制を整備します。

- 2 行政は、町民及び関係機関と協力し、連携を図り、災害や事故などに備えます。
- 3 前2項に規定する危機管理に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説・考え方】

(危機管理)

- ・第1項では、十勝岳の噴火や自然災害、事故等の不測の事態が発生した際に、行政は、町民の身体、生命及び財産を守り、町民が安全で安心して暮らせるよう、平常時から危機管理体制を整備することを規定しています。
- ・第2項では、行政は、町民や関係機関と協力し、連携を図り、災害や事故等に備えることを規定しています。大規模な災害等が発生したときには、行政だけでは対応が困難な場合も想定されるため、このような規定を設けました。
- ・第3項では、危機管理に関する具体的な事項は、別に定める規程等に委ねることとしています。

(出資法人)

第44条 行政は、法第221条第3項の法人(以下「出資法人」といいます。)に関し、町からの出資、補助及び経営状況等について、毎事業年度、町民に公表します。

- 2 行政は、出資法人に対し、その運営が出資の目的に適合していること、適正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督します。

【解説・考え方】

(出資法人)

- ・第1項では、町の予算の適正な執行という観点から、行政は、出資先の法人に関する出資又は補助の内容や経営状況等について、毎事業年度、町民に公表することを規定しています。
- ・第2項では、行政は、出資法人に対し、その運営が出資の目的に適合していること、適正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督することを規定しています。

(参考) 地方自治法

第221条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、

交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

- 3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第10章 連携・協力

(町外の人々との連携及び協力)

第45条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かなまちをつくるため、社会、経済、農業、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

- 2 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流を図るとともに、そこから得られた知恵や情報をまちづくりにいかすよう努めます。

(国及び北海道との連携及び協力)

第46条 町は、国及び北海道と互いの役割分担を明確にし、効率的な行政運営や課題の解決のため、連携及び協力を図ります。

(他の市町村等との連携及び協力)

第47条 議会及び行政は、共通する広域的な課題を解決するため、他の市町村等との連携及び協力を図ります。

【解説・考え方】

(町外の人々との連携及び協力)

・第1項では、町外の民間企業や大学等といった町外の人々の知恵やノウハウを地域課題の解決にいかすために、町民、議会及び行政は、様々な分野において町外の人々との連携及び協力を図ることを規定しています。

・第2項では、町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流を図るとともに、そこから得られた知恵や情報をまちづくりにいかすよう努めることを規定しています。連携や協力の範囲は国内にとどまるものだけでなく、国際的な視点をもって地域課題の解決の糸口を考えることも必要になります。

(国及び北海道との連携及び協力)

・第46条(国及び北海道との連携及び協力)では、町は、対等、協力の関係にある国及び北海道と、役割分担を明確にし、効率的な行政運営や課題の解決のため、連携及び協力を図ることを規定しています。

(他の市町村等との連携及び協力)

・第47条(他の市町村等との連携及び協力)では、共通する広域的な課題を解決するため、他の市町村等との連携及び協力を図ることを規定しています。現在の美瑛町では、「日本で最も美しい村」連合における取り組みや、旭川大雪圏域連携中枢都市圏に係る連携協約の締結、一部事務組合による一部行政サービスの共同提供など、他の市町村等と連携及び協力を行ってまちづくりに取り組んでいます。

第11章 条例の見直し等

(条例等の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、美瑛町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、次条に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(美瑛町自治推進委員会の設置)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説・考え方】

(条例等の見直し)

・第1項では、町長は、本条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、本条例が現在の美瑛町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討することを規定しています。美瑛町の状況や地域課題は時代の流れに伴い変化していくため、その時々で本条例が現在の美瑛町にふさわしいか、社会経済情勢に適合しているか検討する必要があると考えています。この規定により、町長は、在任中に一度以上は自治基本条例を見直し、修正が必要か否か検討することになります。

・第2項では、町長が条例の見直しについて検討する際には、町民の委員で構成された美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めることを規定しています。

・第3項では、町長は、見直しに係る検討結果を踏まえて、本条例の内容等を見直すことが適当であると判断したときは、改正等の必要な措置を講じることを規定しています。

・条例の制定、改廃については、地方自治法第74条に基づき、選挙権を有する住民からも町長に対して直接請求することができます。また、地方自治法第112条に基づき、議員からも条例の制定、改廃について議案として議会に提出することができます。

(参考) 地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(美瑛町自治推進委員会の設置)

- ・第1項では、本条例について町民による審議を行う場として美瑛町自治推進委員会を設置することを規定しています。本条例を実効性のあるものにしていくために、施行後もその目的(町民主体の自治)が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか、確認していく必要があります。
- ・第2項では、自治推進委員会の組織及び運営に関する具体的な事項は、別に定める規則に委ねることとしています。

第12章 雑 則

(施行規定)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説・考え方】

(施行規定)

- ・本条例に規定していない事項で、施行に関し必要な事項は、別に定める規則に委ねることとしています。

美瑛町自治基本条例逐条解説

発行日 令和5年3月
発行 北海道美瑛町
〒071-0292 北海道美瑛町本町4丁目6番1号
編集 美瑛町まちづくり推進課
TEL : (0166) 92-4330 FAX : (0166) 92-4414
machi@town.biei.hokkaido.jp